

## 処分基準整理票

処分の内容	排水設備設置義務免除の取消し等		
根拠法令及び条項	下水道法 第38条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> 那覇市排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱 第14条、第4条(別紙のとおり)		
処分基準 設定年月日	平成21年4月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道局 料金サービス課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

## 那覇市排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱

(免除の取消し等)

第14条 公共下水道管理者は、被免除者が、次の各号のいずれかに該当するときは、法第38条の規定に基づき、許可を取消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、届出又は報告等の不正な手段により免除を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(免除の要件)

第4条 公共下水道管理者は、次に掲げるすべての要件に該当する場合に免除をすることができる。

- (1) 免除を受け排出しようとする下水の水質が、当該処理区域の終末処理場からの放流水と同等以上であること。
- (2) 排出施設と排水設備等が完全に分離した排水系統であり、かつ、その系統が容易に確認できること。
- (1) 免除を受け排出しようとする下水の量を測定できる装置を設置していること。
- (2) 免除を受け排出しようとする下水を直接排出しても支障がないと認められる公共用水域があること。